

魚津市告示第141号

魚津市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業実施要綱の
一部改正について

魚津市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業実施要綱（平成27年魚津市告示第67号）の一部を次のように改正する。

令和6年8月14日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第1条・第2条 （略） （補助の対象） 第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象児」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。 （1）・（2） （略） （3） <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</u>の補装具費の支給の対象となる者でないこと。 （4）・（5） （略） 2 <u>補助の対象となる補聴器及び補聴支援機器（以下「対象補聴器」という。）</u>は、次のいずれにも該当するものとする。 （1） （略） （2） 別表第2に定める補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）に規定する基本構造を満たす<u>補聴器若しくは補聴支援機器又は別表第3に定める告示による基本構造によることができない補聴器（以下「特例補聴器」という。）</u>であること。 （3） （略） 3 <u>対象補聴器</u>の数は、対象児1人につき、次に掲げるとおりとする。ただし、指定医師が必要と認めたときは、この限りではない。 （1）・（2） （略） 第4条 - 第10条 （略） 別表第1 （略） 別表第2（第3条関係） 対象補聴器及び購入（更新）基準	第1条・第2条 （略） （補助の対象） 第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象児」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。<u>ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条第1項ただし書に規定する補装具支給制度の所得制限を準用するものとする。</u> （1）・（2） （略） （3） <u>障害者総合支援法</u>の補装具費の支給の対象となる者でないこと。 （4）・（5） （略） 2 <u>補助の対象となる補聴器及び補聴支援機器</u>は、次のいずれにも該当するものとする。 （1） （略） （2） 別表第2に定める補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号。以下「告示」という。）に規定する基本構造を満たす<u>補聴器又は別表3に定める告示による基本構造によることができない補聴器（以下「特例補聴器」という。）</u>であること。 （3） （略） 3 <u>補助の対象となる補聴器及び補聴支援機器</u>の数は、対象児1人につき、次に掲げるとおりとする。ただし、指定医師が必要と認めたときは、この限りではない。 （1）・（2） （略） 第4条 - 第10条 （略） 別表第1 （略） 別表第2（第3条関係） 対象補聴器及び購入（更新）基準

改正後

区分	種類	基準価格 (円/台)	対象品目
補聴器	高度難聴用ポケット型	44,000	補聴器本体（電池を含む。） イヤモールド （イヤモールド分9,500円を基準価格 に加算する。）
	高度難聴用耳かけ型	46,400	
	重度難聴用ポケット型	59,000	
	重度難聴用耳かけ型	71,200	
	耳あな型（レディメイド）	92,000	
	耳あな型（オーダーメイド）	144,900	（略）
	骨導式ポケット型	74,100	（略）
	骨導式眼鏡型	126,900	補聴器本体（電池を含む。） 平面レンズ（レンズ1枚につき 3,800円を基準価格に加算する。）
補聴支援機器	補聴システム	97,300	（略）
		135,400	（略）

別表第3（第3条関係）
対象補聴器及び購入（更新）基準（特例補聴器）

区分	種類	基準価格 (円/台)	対象品目
補聴器	軟骨電動式補聴器	185,000	補聴器本体（電池を含む。）

様式第1号 - 第6号（略）

改正前

区分	種類	基準価格 (円/台)	対象品目
補聴器	高度難聴用ポケット型	41,600	補聴器本体（電池を含む。） イヤモールド （イヤモールド分9,000円を基準価 格に加算する。）
	高度難聴用耳かけ型	43,900	
	重度難聴用ポケット型	55,800	
	重度難聴用耳かけ型	67,300	
	耳あな型（レディメイド）	87,000	
	耳あな型（オーダーメイド）	137,000	（略）
	骨導式ポケット型	70,100	（略）
	骨導式眼鏡型	120,000	補聴器本体（電池を含む。） 平面レンズ（レンズ1枚につき 3,600円を基準価格に加算する。）
補聴支援機器	補聴システム	92,000	（略）
		128,000	（略）

別表第3（第3条関係）
対象補聴器及び購入（更新）基準（特例補聴器）

区分	種類	基準価格 (円/台)	対象品目
補聴器	軟骨電動式補聴器	175,000	補聴器本体（電池を含む。）

様式第1号 - 第6号（略）

附 則

この告示は、公表の日から施行する。